(単位:%)

地方公共団体コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	
272132	大阪府	泉佐野市	_	_	20.9	176.2	
団体区分	3.市						

↑※必ず選択して下さい。

(単位:%)

標準財政規模 (千円) うち臨時財政対策債 発行可能額		早期健全化基準	12.28	17.28	25.0	350.0
22,315,517	1,111,802	財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

0.8 1.2 0.0 団体名 大阪府泉佐野市

(単位:千円)

		会 計 名	実質収支額	(分母比)
		一般会計	55,171	0.2
		公共用地先行取得事業特別会計	0	
		病院事業債管理特別会計	0	
_	_			
	般			
般	会計			
	等			
会	に			
l	属す			
計	る			
	特			
等	別会			
	計			
		.l. ⇒l	FF 171	0.0
		小計	55,171	0.2
		標準財政規模	22,315,517	
		実質赤字比率 (%)	-0.24	*

	会 計 名	実質収支額
公	国民健康保険事業特別会計	181,350
営般	介護保険事業特別会計	271,292
企会	後期高齢者医療事業特別会計	7,069
金業計		
係以		
保以外		
特の		
公営企業に係る特別会計一般会計等以外の特別へ		
計分		
計以外の外の		
70		
会計		
計り		

※ 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、

「実質赤字比率(%)」又は「連結実質赤字比率(%)」は負の値で表示されます。

		A 31 5	(単位:千円)	
		会計名	資金不足•剰余額 (分	
		水道事業会計	1,281,784	.7
法				
	宅地			
適	宅地造成			
	事			
用	事業以外			
^	外			
企				
業				
未				
	宅			
	地造			
	成			
	事業			
		下水道事業特別会計	0	
法				
	宅地造			
非	造成			
	車			
適	業以外			
	外			
用				
^				
企				
業				
耒	宅			
	地			
	造成事			
	事業			
			1,796,666	.1
		標準財政規模(再掲)	22,315,517 100	
		連結実質赤字比率(%)	-8.05 **	-
		在個人只见了地十 (70)	0.00	

Ver.28.00

団体名 大阪府泉佐野市

(単位:千円)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11)
	(繰上償還額等	慮して算定した 額(3①表	(年度割相当 額) (3①表 「ウ」欄の数値	する地方債の償 還の財源に充て		公債費に準ずる 債務負担行為に 係るもの	子	特定財源の額 (33) A表「特 定財源計」欄の 数値を転記)		要額	密基準算に 無理算に 無理算に 無理算に 無理算 に利元れびに に利元れびに に利元れば に利元れば に他方 にのに にのに にのに にのに にのに にのに にのに にの
平成26年度	8,935,217			1,290,283	1,246	25,769	2,602	2,938,986	251,558	1,550,578	1,213,573
平成27年度	8,689,669			1,252,935	5,358	27,289	6,466	2,934,020	226,264	1,569,654	1,217,198
平成28年度	7,792,430			1,301,443	43,886	28,445	970	2,448,119	211,239	1,656,090	1,211,474

	⑫ 標準税収入額等	③ 普通交付税額	① 臨時財政対策債 発行可能額
平成26年度	19, 724, 253	816, 962	1,380,287
平成27年度	19, 800, 288	1, 012, 068	1,335,942
平成28年度	20, 178, 309	1, 025, 406	1,111,802

	実質公債費比率 (単年度)
平成26年度	22.74658
平成27年度	21.08462
平成28年度	18.92346

(参考)

	(麥考)									
ľ		⑥ <i>の</i> 内訳								
			いわゆる五省協定							
			等により、利便施 設及び公共施設を						すると認められる もの(省令第7条	
		条第1号)	買い取るために	所、独立行政法人	渡を受けるために	の償還に対する補	出(省令第7条第	る当該債務の履行	第8号)	- 37
			行った債務負担行為に係るもの(省			助(省令第7条第 5号)		に要する経費の支 出(省令第7条第		
			令第7条第2号)	生保全機構の行う	1371 7374 37	0.57		7号)		
				事業に対する負担金(省令第7条第						
Į				3号)						
	平成26年度	22,596							3,173	
ŀ	T - Nonte de									
L	平成27年度	22,596							4,693	
ſ	平成28年度	22.596							5.849	
ı	1 /// 250 1 /2	,							0,010	

他们我使 的不真正比于57次九(1次20千及次升)	総括表④	将来負担比率の状況	(平成28年度決算)
---------------------------	------	-----------	------------

Ver.28.00

団体名	大阪府泉佐野市

将来負担額

(単位:千円)

	地方債の現在高	債務負担行為に 基づく支出予定額	公営企業債等 繰入見込額	組合 負担等見込額	退職手当 負担見込額	設立法人の 負債額等 負担見込額	14. 4. 44. 44. 41	1 10 HB 300 () 41		第三ヤクター等	連結実質 赤字額	組合連結実質 赤字額負担見込額
						吳匡先起帳	地方道路公社	土地開発公社	地方独立行政法人	第三セクター等 (損失補償、信託、貸付)		
	74,952,916	223,909	18,621,530	552,002	5,488,027	4,554,792	0	3,061,742	1,493,050	0	0	0
(分母比)	390	1	97	3	29	24		16				

充当可能財源等

(単位:千円)

	充当可能基金	充当可能		基準財政需要額
	儿目引肥巫亚	特定歳入	うち都市計画税	算入見込額
	9,154,817	20,243,520	12,447,301	41,094,566
(分母比)	48	105	65	214

将来負担額 A		充当可能財源等 B		A - B		
104,393,176	543	70,492,903	366	33,900,273	176	将来負担比率 (%)
			<u> </u>		=	176.2
標準財政規模 C		算入公債費等の額 D		C - D		
22,315,517	116	3,078,803	16	19,236,714	100	

共通事項 法適用	用企業		2①表 : 法適用		計に係る	資金不足額	[等												(14) 合計 1,281,784	→	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	→	5.7
市区町村名等	標準財政規 模 x	特別会計名	(1) a-b-c-d-e-f (-g)	流動負債 a	控除企業債 等 b	控除未払金 等 c	控除額 d	控除引当金 等 e	PFI建設事業 費等 f	(2) 算入地方債	(3) h-i-j+k(-l)	流動資産 h	控除財源 i	控除額 j	貸倒引当金 k	土地評価差額 (宅造)	(6) 令3条1項の 額・令4条の 額	(7) 解消可能資 金不足額	(8) 資金不足額・ 剰余額(連結 実質赤字比 率)	(9) 資金不足額 (資金不足比 率)	(10) 営業収益の 額-受託工事 収益の額	(12) 事業の規模 (10)or(11)	資金不足比 率 (9)/(12) (%)	(13) 繰越欠損金	標準財政規 模比 (8)/x (%)
泉佐野市	22,315,517	水道事業会計	343,443	862,243	496,580			22,220			1,625,227	1,593,526	0		31,701	-	-1,281,784	0	1,281,784	-	2,605,301	2,605,301	-	0	5.7
			2①表 : 法非通	8用企業		資金不足額	等						(3')	(3")		1 /	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(12)	1	<u> </u>	(単位:千円)
市区町村名等	標準財政規 模 x	特別会計名	法非通	公営企業会	(3)	資金不足額	等 継続費逓次 繰越額 tl	繰越明許費 繰越額 t2	事故繰越繰 越額 t3	支払繰延額 t5	未収入特定 財源 t6	うち事業繰越 等にかかるも の t6'	(3') 繰上充用金	(3°) 土地収入見 込額 (宅造)			(6) 令3条1項の 額・令4条の 額	(7) 解消可能資 金不足額	(8) 資金不足額・ 剰余額(連結 実質赤字比 率)	(9) 資金不足額 (資金不足比 率)	(10) 営業収益の 額-受託工事 収益の額	(12) 事業の規模 (10)or(11)	資金不足比 率 (9)/(12) (%)		(単位:千円) 標準財政規 模比(8)/x (%)
市区町村名等	模x	特別会計名 下水道事業特別会計	(1)	3用企業 (2)	(3) s-t1-t2-t3-	歳入額 s	継続費逓次 繰越額 tl	繰越明許費 繰越額 t2 32,800	事故繰越繰 越額 t3	支払繰延額 t5	未収入特定 財源 t6	等にかかるも			***	***	令3条1項の 額・令4条の	解消可能資	資金不足額· 剰余額(連結 実質赤字比	資金不足額 (資金不足比	営業収益の 額-受託工事	事業の規模	(%)	***	標準財政規 模比 (8)/x (%)
等	模x		法非通 (1) 歳出額	3用企業 (2)	(3) s-t1-t2-t3- t4-t5+t6	歳入額 s	継続費逓次 繰越額 tl	繰越額 t2	事故繰越繰 越額 t3	支払繰延額 t5	財源 t6	等にかかるも	繰上充用金			***	令3条1項の 額・令4条の 額	解消可能資 金不足額	資金不足額· 剰余額(連結 実質赤字比	資金不足額 (資金不足比	営業収益の 額-受託工事 収益の額	事業の規模 (10)or(11)	(%)		標準財政規 模比 (8)/x (%)
等	模x		法非通 (1) 歳出額	3用企業 (2)	(3) s-t1-t2-t3- t4-t5+t6 5,157,703	歲入額 s	継続費逓次 繰越額 tl	繰越額 t2	事故繰越繰越額 t3	支払繰延額 t5	財源 t6	等にかかるも	繰上充用金			***	令3条1項の 額・令4条の 額	解消可能資 金不足額	資金不足額· 剰余額(連結 実質赤字比	資金不足額 (資金不足比	営業収益の 額-受託工事 収益の額	事業の規模 (10)or(11)	(%)		標準財政規 模比 (8)/x (%)
等	模x		法非通 (1) 歳出額	3用企業 (2)	(3) s-t1-t2-t3- t4-t5+t6	歲入額 s	継続費逓次 繰越額 tl	繰越額 t2	事故繰越繰越額 (3	支払繰延額 t5	財源 t6	等にかかるも	繰上充用金			***	令3条1項の 額・令4条の 額	解消可能資 金不足額	資金不足額· 剰余額(連結 実質赤字比	資金不足額 (資金不足比	営業収益の 額-受託工事 収益の額	事業の規模 (10)or(11)	(%)		標準財政規 模比 (8)/x (%)
等	模x		法非通 (1) 歳出額	3用企業 (2)	(3) s-t1-t2-t3- t4-t5+t6 5,157,703	歲入額 s 5,157,734	継続費逓次 繰越額 tl	繰越額 t2	事故繰越繰越額 13	支払繰延額 15	財源 t6	等にかかるも	繰上充用金			***	令3条1項の 額・令4条の 額	解消可能資 金不足額	資金不足額· 剰余額(連結 実質赤字比	資金不足額 (資金不足比	営業収益の 額-受託工事 収益の額	事業の規模 (10)or(11)	(%)		標準財政規 模比 (8)/x (%)
等	模x		法非通 (1) 歳出額	3用企業 (2)	(3) s-t1-t2-t3- t4-t5+t6 5,157,703 0 0 0	歲入額 s	継続費逓次 繰越額 tl	繰越額 t2	事故繰越繰越額 (3	支払繰延額 15	財源 t6	等にかかるも	繰上充用金			***	令3条1項の 額・令4条の 額	解消可能資 金不足額	資金不足額· 剰余額(連結 実質赤字比	資金不足額 (資金不足比	営業収益の 額-受託工事 収益の額	事業の規模 (10)or(11)	(%)		標準財政規 模比 (8)/x (%)
等	模x		法非通 (1) 歳出額	3用企業 (2)	(3) s-t1-t2-t3- t4-t5+t6 5,157,703 0 0 0 0 0	歲入額 s	継続費逓次 繰越額 tl	繰越額 t2	事故繰越繰越額 (3	支払繰延額 t5	財源 t6	等にかかるも	繰上充用金			***	令3条1項の 額・令4条の 額	解消可能資 金不足額	資金不足額· 剰余額(連結 実質赤字比	資金不足額 (資金不足比	営業収益の 額-受託工事 収益の額	事業の規模 (10)or(11)	(%)		標準財政規 模比 (8)/x (%)
等	模x		法非通 (1) 歳出額	3用企業 (2)	(3) s-t1-t2-t3- t4-t5+t6 5,157,703 0 0 0 0 0 0 0	歳入額 s	継続費逓次 繰越額 tl	繰越額 t2	事故機越機 整額 t3	支払繰延額 15	財源 t6	等にかかるも	繰上充用金			***	令3条1項の 額・令4条の 額	解消可能資 金不足額	資金不足額· 剰余額(連結 実質赤字比	資金不足額 (資金不足比	営業収益の 額-受託工事 収益の額	事業の規模 (10)or(11)	(%)		標準財政規 模比 (8)/x (%)
等	模x		法非通 (1) 歳出額	3用企業 (2)	(3) s-t1-t2-t3- t4-t5+t6 5,157,703 0 0 0 0 0 0 0	歲入額 s	継続費逓次 繰越額 tl	繰越額 t2	事故條越繰 越額 t3	支払繰延額 15	財源 t6	等にかかるも	繰上充用金			***	令3条1項の 額・令4条の 額	解消可能資 金不足額	資金不足額· 剰余額(連結 実質赤字比	資金不足額 (資金不足比	営業収益の 額-受託工事 収益の額	事業の規模 (10)or(11)	(%)		標準財政規 模比 (8)/x (%)
等	模x		法非通 (1) 歳出額	3用企業 (2)	(3) s-t1-t2-t3- t4-t5+t6 5,157,703 0 0 0 0 0 0 0	歳入額 s 5,157,734	継続費逓次 繰越額 tl	繰越額 t2	事故機越操越額 (3	支払機延額 15	財源 t6	等にかかるも	繰上充用金			998	令3条1項の 額・令4条の 額	解消可能資 金不足額	資金不足額· 剰余額(連結 実質赤字比	資金不足額 (資金不足比	営業収益の 額-受託工事 収益の額	事業の規模 (10)or(11)	(%)		標準財政規 模比 (8)/x (%)
等	模x		法非通 (1) 歳出額	3用企業 (2)	(3) s=t1-t2-t3- t4-t5+t6 5,157,703 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	歳入額 s	継続費逓次 繰越額 tl	繰越額 t2	事故機越繰越額 13	支払繰延額 15	財源 t6	等にかかるも	繰上充用金			***	令3条1項の 額・令4条の 額	解消可能資 金不足額	資金不足額· 剰余額(連結 実質赤字比	資金不足額 (資金不足比	営業収益の 額-受託工事 収益の額	事業の規模 (10)or(11)	(%)		標準財政規 模比 (8)/x (%)
等	模x		法非通 (1) 歳出額	3用企業 (2)	(3) s-t1-t2-t3- t4-t5-t6 5,157,703 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	歳入額 s	継続費逓次 繰越額 tl	繰越額 t2	事故機越續 越額 t3	支払繰延額 15	財源 t6	等にかかるも	繰上充用金			***	令3条1項の 額・令4条の 額	解消可能資 金不足額	資金不足額· 剰余額(連結 実質赤字比	資金不足額 (資金不足比	営業収益の 額-受託工事 収益の額	事業の規模 (10)or(11)	(%)		標準財政規 模比 (8)/x (%)
等	模x		法非通 (1) 歳出額	3用企業 (2)	(3) s-t1-t2-t3- t4-t5+t6 5,157,703 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	線入額。	継続費逓次 繰越額 tl	繰越額 t2	事故操起操 越額 13	支払機延額 (5	財源 t6	等にかかるも	繰上充用金			***	令3条1項の 額・令4条の 額	解消可能資 金不足額	資金不足額· 剰余額(連結 実質赤字比	資金不足額 (資金不足比	営業収益の 額-受託工事 収益の額	事業の規模 (10)or(11)	(%)		標準財政規 模比 (8)/x (%)
等	模x		法非通 (1) 歳出額	3用企業 (2)	(3) s=t1=t2=t3= t4=t5+t6 5,157,703 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	線入額 s 5,157,734	継続費逓次 繰越額 tl	繰越額 t2	事故操越操整額 (3	支払機延額 15	財源 t6	等にかかるも	繰上充用金			***	令3条1項の 額・令4条の 額	解消可能資 金不足額	資金不足額· 剰余額(連結 実質赤字比	資金不足額 (資金不足比	営業収益の 額-受託工事 収益の額	事業の規模 (10)or(11)	(%)		標準財政規 模比 (8)/x (%)
等	模x		法非通 (1) 歳出額	3用企業 (2)	(3) s=t1=t2=t3= t4=t5+t6 5,157.703 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	線入額 5.157.734	継続費逓次 繰越額 tl	繰越額 t2	事故障越障 越額 t3	支払棒延額 15	財源 t6	等にかかるも	繰上充用金			***	令3条1項の 額・令4条の 額	解消可能資 金不足額	資金不足額· 剰余額(連結 実質赤字比	資金不足額 (資金不足比	営業収益の 額-受託工事 収益の額	事業の規模 (10)or(11)	(%)		標準財政規 模比 (8)/x (%)
等	模x		法非通 (1) 歳出額	3用企業 (2)	(3) s=t1=t2=t3= t4=t5+t6 5,157,703 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	線入額 5	継続費逓次 繰越額 tl	繰越額 t2	事故操越操 越額 t3	支払繰延額 15	財源 t6	等にかかるも	繰上充用金			***	令3条1項の 額・令4条の 額	解消可能資 金不足額	資金不足額· 剰余額(連結 実質赤字比	資金不足額 (資金不足比	営業収益の 額-受託工事 収益の額	事業の規模 (10)or(11)	(%)		標準財政規 模比 (8)/x (%)